

5 特別支援学校教員のために

(1) 特別支援学校の対象者について

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別を対象にしています。特別支援学校への就学は、「学校教育法施行令第22条の3」に規定する障害の程度を満たしていることが前提となっています。障害の重度・重複等により通学して教育を受けることが難しい児童生徒については、教員が家庭・施設・病院などに出向いて指導を行う訪問教育を実施しています。

学 校 名	障害区分	設置学部	所在地・連絡先
香川県立視覚支援学校	視覚障害	幼小中高 専攻科(理療)	〒760-0013 高松市扇町2丁目9番12号 TEL 087(851)3217 FAX 087(851)3289
香川県立聴覚支援学校	聴覚障害	幼小中高	〒761-8074 高松市太田上町513番地1 TEL 087(865)4492 FAX 087(868)1480
香川県立高松支援学校	肢体不自由	小中高 訪問	〒761-8057 高松市田村町1098番地1 TEL 087(865)4500 FAX 087(866)4916
香川県立善通寺支援学校	病 弱	小中高	〒765-0001 善通寺市仙遊町二丁目1番2号 TEL 0877(62)7631 FAX 0877(62)3984
香川県立小豆島みんなの 支援学校	知的障害	小中 訪問	〒761-4301 小豆郡小豆島町池田1789番地 TEL 0879(61)3201 FAX 0879(61)3203
香川県立香川東部支援学校	知的障害	小中高 訪問	〒769-2302 さぬき市長尾西475番地 TEL 0879(52)2581 FAX 0879(52)2597
香川県立香川中部支援学校	知的障害	幼小中高 高等部分教室 ※小豆島みんなの 支援学校内に設置	〒761-8057 高松市田村町784番地 TEL 087(867)3522 FAX 087(866)4297
香川県立香川丸亀支援学校	知的障害	小中高 訪問	〒763-0085 丸亀市飯野町東分592番地1 TEL 0877(24)1215 FAX 0877(24)7318
香川県立香川西部支援学校	知的障害	小中高 訪問	〒768-0011 観音寺市出作町字池下712番地 TEL 0875(25)1775 FAX 0875(25)9776
香川大学教育学部 附属特別支援学校	知的障害	小中高	〒762-0024 坂出市府中町字綾坂889番地 TEL 0877(48)2694 FAX 0877(48)0292

① 特別支援学校（視覚障害）

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
(学校教育法施行令第 22 条の 3)

特別支援学校（視覚障害）は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様の各教科等に加えて、自立活動の指導を行います。各教科の指導に当たって、点字を使用して学ぶ児童生徒には、点字教科書を使用し、主として触覚や聴覚を活用した学習を行います。拡大した文字を含む普通の文字を使って学ぶ児童生徒は、検定教科書若しくは文字等を拡大した拡大教科書（教科用特定図書）を使用し、主として視覚を活用した学習を行います。通常の文字をそのままで読むことが困難な見えにくい児童生徒に対しては、拡大教科書を用いるとともに、文字等を拡大した教材を用意したり、弱視レンズや拡大読書器を使用したりして見やすい文字の大きさで学習できるように配慮されています。また遠方の事物等も、弱視用に工夫された各種のレンズ類を用いて見ることができるように指導を工夫します。

② 特別支援学校（聴覚障害）

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
(学校教育法施行令第 22 条の 3)

特別支援学校（聴覚障害）は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様の各教科等に加えて、自立活動の指導を行います。幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用（読書習慣、コミュニケーションの態度・技能等）、障害の特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するもの等へと次第に移っていくことが多いです。

施設設備の面では聴覚活用のための機器（オーディオメータ、補聴器特性検査装置、補助援助機器等）や、発音・発語指導のための鏡等、さらに、教科等の指導において、その理解を助けるための視聴覚機器（大型モニター等）が用意しています。

③ 特別支援学校（知的障害）

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的障害の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

(学校教育法施行令第 22 条の 3)

特別支援学校（知的障害）は、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付ける等、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いています。特別支援学校（知的障害）の各教科は、小学校等との各教科の目標及び内容の連続性、関連性や知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標及び内容が示されています。学校教育法施行規則第 130

条第2項の規定に基づき、特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合もあり、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等として実践されています。

④ 特別支援学校（肢体不自由）

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも

（学校教育法施行令第22条の3）

特別支援学校（肢体不自由）は、児童生徒一人ひとりの肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障害の状態等に応じた指導とともに、多様な知的な発達の状況等に応じた指導を行う必要もあることから、「小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程」「小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」「知的障害特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等、児童生徒の実態等を考慮した多様な教育課程を工夫して編成・実施しています。各教科及び自立活動の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具を効果的に活用し、個別指導やグループ指導を重視しています。

⑤ 特別支援学校（病弱）

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

（学校教育法施行令第22条の3）

特別支援学校（病弱）は、その多くが病院などの医療機関が隣接又は併設しており、在籍する児童生徒の多くが入院又は通院による治療を必要とする者です。これらの児童生徒の病気の種類や病状は多様であるため、一人ひとりに応じた教育支援を行っています。例えば、病気の治療や生活規制等により、授業時数の制約、身体活動の制限及び経験不足が見られるため、教科指導においては指導内容を精選したり、指導方法や教材・教具を工夫したりして学習効果を高めるよう配慮しています。病状が重い等のため学校に通学できない状態の児童生徒に対しては、教師がその病室等に出向いて授業を行ったり、教室の授業の様子が映し出されるWeb会議等を活用したりして、病室等で授業を受けることができるようにしています。

教育課程の編成は、「小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程」「小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」「知的障害特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等に類型化され、一人ひとりの児童生徒に応じた教育内容、方法が準備されています。

(2) 教育課程について

① 特別支援学校の教育課程

特別支援学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間（高等部においては総合的な探究の時間）のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である自立活動で編成します。

② 各教科等（自立活動以外）の構成等について

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

・各教科の構成等

各教科の構成及び目標・内容等は、小学校、中学校及び高等学校に準じます。

・道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の構成等

道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標・内容等は小学校、中学校及び高等学校に準じます。

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

・各教科の構成等

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及びその目標・内容等については、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度等を身に付けることを重視して、学年ではなく段階別に示されています。

③ 自立活動

ア 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

イ 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、6区分27項目に分類・整理されています。

学習指導要領等にも示されている自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人ひとりの幼児児童生徒の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うものです。したがって、個々の幼児児童生徒の具体的な「指導内容」は、学習指導要領等にも示されている「内容」から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

ウ 自立活動の指導

自立活動は、各教科等の指導をはじめ、学校の教育活動全体を通して自立活動の時間での指導と密接に関連づけながら行います。このことから、自立活動は障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえます。

なお、「自立活動の時間における指導」の授業時数は、幼児児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めるとされています。個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な内容を個別の指導計画の中に位置付けて指導することが必要です。

参照

○自立活動指導目標・指導内容設定シート【資料6】

特別支援教育課HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）



指導内容、指導目標の設定に当たっては、基本的に次のような手順で行います。

1 実態把握

- ・ 発達の状態
- ・ 興味・関心
- ・ 障害の特性
- ・ 家庭での様子や学習環境
- ・ 発達や生活経験の程度
- ・ 学習上の配慮事項や学力 等

《自立活動の6区分（5－（2）－4【表】参照）に即して、整理》

2 指導目標（ねらい）の設定

- ・ 優先する目標を1～2選び、長期目標を考える。

3 必要な項目の選定

- ・ 27項目（5－（2）－4【表】参照）の中から【中心となる項目】
【関連する項目】を選定する。

4 具体的な指導内容の選定

★配慮事項

- ①主体的に取り組む指導内容
 - ・ 解決可能で取り組みやすい
 - ・ 興味、関心
 - ・ 目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたことを実感
- ②改善・克服の意欲を喚起する指導内容
- ③遅れている側面を補う指導内容
 - ・ 個々の発達の進んでいる側面にも着目
- ④自ら環境を整える指導内容
 - ・ 明かりや室内環境の調整、補助具の準備等身の回りの環境を自分で整える力
 - ・ 周囲の人に必要に応じて支援を求めるなど、環境を整えていく力

5 教材の選定

○具体的な単元へ

- ・ 興味、関心
 - ・ 最近学習したこと
 - ・ 好きなもの
 - ・ 家庭で取り組んでいること
 - ・ 得意なこと
 - ・ 習い事
 - ・ 夢中なこと
- 等を上手に活用して選定

6 評価

○実際の指導を目標に照らして

- ・ どのように行われたか
- ・ どのように変容しているか
- ・ どのような点でつまづいたか
- ・ 改善のためにどのように指導するか

○教師の指導に対する評価でもある

- ・ 指導内容・方法の改善

【表】 自立活動の内容

区分	項目	意味すること
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること
	(2) 病気の状態の理解と生活管理	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしておくこと
	(5) 健康状態の維持・改善	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること
2 心理的な安定 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から	(1) 情緒の安定	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること
	(2) 状況の理解と変化への対応	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること
3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から	(1) 他者とのかかわりの基礎	人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること
	(2) 他者の意図や感情の理解	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること
	(3) 自己の理解と行動の調整	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること
	(4) 集団への参加の基礎	集団の雰囲気や合言葉に合わせたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から	(1) 保有する感覚の活用	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること
	(3) 日常生活に必要な基本動作	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること
	(4) 身体の移動能力	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から	(1) コミュニケーションの基礎的能力	幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること
	(2) 言語の受容と表出	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること
	(3) 言語の形成と活用	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)」(H30.3)より作成

【表】 自立活動の内容に示された具体的指導内容例（特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」）

区分	項目	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	重度重複	言語障害	自閉症 情緒障害	LD	ADHD	他の項目との 関連例
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	○					○		○		○	重度重複 自閉症
	(2) 病気の状態の理解と生活管理					○		○				てんかん
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	○	○		○	○						筋ジストロフィー
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整							○	○	○	○	視覚障害 聴覚障害
	(5) 健康状態の維持・改善			○		○	○		○			心臓疾患
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定					○	○		○	○	○	心身症
	(2) 状況の理解と変化への対応	○							○			視覚障害 自閉症
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲				○	○				○		聴覚障害 吃音 知的障害 LD
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎						○		○			視覚障害
	(2) 他者の意図や感情の理解	○							○			聴覚障害 白血病
	(3) 自己の理解と行動の調整			○	○						○	自閉症
	(4) 集団への参加の基礎	○	○							○		ADHD
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用	○	○		○		○					重度重複
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	○							○	○	○	脳性まひ
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	○	○						○			弱視
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	○	○	○						○		聴覚障害 肢体不自由
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	○		○	○				○	○	○	聴覚障害 肢体不自由
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	○		○	○	○						ADHD
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	○			○							重度重複
	(3) 日常生活に必要な基本動作				○		○					知的障害 LD
	(4) 身体の移動能力	○			○	○	○					肢体不自由
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行				○						○	自閉症 知的障害
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力		○	○			○	○	○			知的障害 自閉症
	(2) 言語の受容と表出		○		○			○				自閉症 ADHD
	(3) 言語の形成と活用	○	○				○	○		○		言語発達の遅れ
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	○	○	○	○	○			○	○		聴覚障害
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	○							○	○		選択性かん黙 入院 自閉症

④ 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを効果的に実施していくことができるよう、カリキュラムマネジメントの視点に基づき計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)していくことが必要です。学校教育法施行規則第 130 条第 2 項では、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができる。」と定めています。

知的障害のある児童生徒（知的障害を併せ有する児童生徒を含む）を指導する場合には、各教科等の内容や目標を教科別に指導するよりも、生活経験や体験を通して指導することで教育効果が上がる場合があります。まとまりのある一つの活動体験の中で、興味・関心、満足感や成就感を大切にしながら、国語や算数、体育や図画工作等の教科等の内容を合わせて学習するのが「各教科等を合わせた指導」で、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」等があります。

なお、総合的な学習の時間（高等部においては総合的な探究の時間）は、これらと関連を図りながらも別に時間を設けて指導しなければなりません。

ア 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常の諸活動を必要に応じて適切に指導するものです。

日常生活の指導は、特別支援学校（知的障害）小学部の生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔等基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ること等の日常生活や社会生活において必要となる基本的な内容です。

日常生活の指導の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- (オ) 学校と家庭とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

イ 遊びの指導

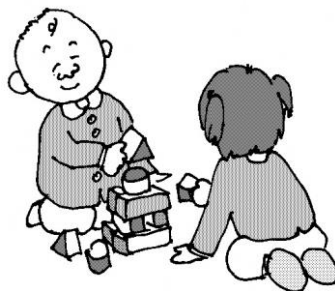
遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組みで、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、特別支援学校（知的障害）小学部の生活科の内容をはじめ、体育等各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、学びの場や遊具等が限定されることなく、児童生徒が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

遊びの指導の指導計画作成に当たって、考慮すること

- （ア） 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、主体的に遊ぶとする環境を設定すること。
- （イ） 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- （ウ） 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- （エ） 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- （オ） 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが体験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋



ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。

生活単元学習の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組めるものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるように計画されていること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

エ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的な自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、特別支援学校（知的障害）中学部の教科である職業・家庭科の内容を中心として、各教科等の広範囲の内容が扱われます。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、印刷、調理、食品加工、クリーニング等のほか、事務、販売、清掃、接客等も含み多種多様です。なお、小学校の段階では、特別支援学校（知的障害）小学部の教科である生活科の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられますが、児童生徒の生活年齢や発達の段階等を踏まえれば、作業そのものよりも学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくこと等態度面についての指導が重要です。また生活単元学習の中でも、道具の準備や片付け、必要な道具の使い方等、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成するようにします。

作業学習の指導に当たって、考慮すること

- （ア） 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- （イ） 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- （ウ） 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- （エ） 知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- （オ） 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- （カ） 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

参照

○特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）

第4章・知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第2節3（3）各教科等を合わせて指導を行う場合

【各教科等を合わせた指導の特徴と留意点】

⑤ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

障害の状態により特に必要のある場合や重複障害者である児童生徒については、以下のような教育課程編成の特例が設けられており、よりきめ細かな指導が行われています。

- ・ 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます。
- ・ 各教科及び道徳科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部または全部によって替えることができます。
- ・ 知的障害を併せ有する重複障害者については、各教科又は各教科の一部を、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の一部と替えることができます。
- ・ 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主とした指導ができます。
- ・ 訪問教育においても、重複障害者等に関する教育課程の取扱いによることができます。

⑥ 交流及び共同学習

特別支援学校が行う、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒、あるいは地域の人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、幼児児童生徒にとっても、幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると言えます。特別支援学校の交流及び共同学習については、「学校間交流」や「居住地校交流」、「地域の人々との交流及び共同学習」が挙げられます。

交流及び共同学習に当たって、考慮すること

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。